

令和6年4月2日

障害福祉サービス等事業所 御中

東大阪市 福祉部 指導監査室

障害福祉事業者課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う届出等について(通知)

平素より、本市の障害福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、加算・減算の新設及び算定要件の改定が行われました。

これに伴い、全てのサービスにつきまして、算定内容の変更の有無に関わらず、介護給付費、訓練等給付費等(以下「介護給付費等」という。)の算定に係る体制等に関する届出をご提出いただく必要があります。

つきましては、以下の方法①～③のいずれかにより、東大阪市ホームページから必要書類をダウンロードし、ご作成・ご提出をいただきますよう、お願ひいたします。

方法①

以下の順にクリックする

事業者の方へ → 福祉・介護保険 → 障害福祉 → 障害福祉サービス等事業の指定 → 令和6年度障害福祉サービス等の報酬改定について



方法③

その他で検索(記事ID検索)に「30042」(半角数字)と
入力し、検索ボタンをクリックする

方法②

キーワード検索 に「報酬改定について 障害」と入力
し、検索ボタンをクリックする

なお、届出にあたっては、厚生労働省のホームページ等において各加算の算定要件等を必ずご確認ください。

提出後、届出の内容について相違又は算定要件を満たしていないこと等が判明した場合は、過誤調整の対象となりますため、念のため申し添えます。

厚生労働省 HP 参照(右のQRコードからご参照ください)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html



記

1 対象事業所等 障害者総合支援法に基づく全てのサービス事業所

2 提出方法 郵送のみ

3 提出先 〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 福祉部 指導監査室 障害福祉事業者課 宛

※ 送付封筒に「報酬改定関係書類在中」とご記載ください。

4 提出期限 令和6年4月15日(月)(必着)【期日厳守】

期日までに提出がない場合は、令和6年4月サービス提供(5月請求)分以降について、支払ができなくなります。必ず期日までに提出ください。

5 提出書類

① 令和6年4月介護給付費等算定に係る連絡票

② 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(介給届)

③ 介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表

※ 全てのサービスについて、提出が必要です。

※ 共同生活援助については、各住居ごとに、ご提出ください。

④ 「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に関する誓約書

⑤ 返信用定形封筒(84円切手を貼付し宛名を記載したもの)

<記載・作成注意事項>

・上記①～④について、各事業所(同一の事業所番号)ごとに作成し、提出してください。

・体制等状況一覧表は、令和6年4月より形式が変わります。必ず新様式を使用してください。

・体制等状況一覧表に記載の全ての加算について、「該当する体制等」の項目に記入が必要です。算定要件を確認し、該当する内容を○印みしてください。

・令和6年4月から新規に算定する加算または区分等を変更する加算については、体制等状況一覧表の「異動○印」欄に○印を付与してください。なお、生活介護、就労継続支援B型の「人員配置区分」欄については「○:○」の比率が変わる場合、○印を付与してください。例として、生活介護の「人員配置区分」欄において、従来は「(Ⅰ)1.7:1」を選択しており、今回「(Ⅱ)1.7:1」を選択する場合、「異動○印」欄への○印は不要です。

・既に加算の算定を行っている事業所におかれましては、今回の報酬改定によって4月以降加算の要件を満たさないことになる場合、届出内容をお間違えのないよう、ご留意ください。

6 報酬改定に係る留意事項

※ 以下に記載した事項以外にも、様々な改正が施されております。次項の「7 その他」に掲載したQRコード等から、その他の改正内容をご確認ください。

(1) 個別支援計画の共有 【対象:短期入所、計画相談支援、地域定着支援、地域移行支援を除く全サービス】

各サービスの個別支援計画について、利用者に対しての交付に加えて、指定特定相談支援事業所等に対しての交付が義務付けられました。

(2) 虐待防止措置未実施減算の新設 【対象:全サービス】

以下の基準に適応していない場合、所定単位数が減算されます。

- ・ 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(3) 業務継続計画未策定減算の新設 【対象:全サービス】

以下の基準に適応していない場合、所定単位数が減算されます。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

(4) 情報公表未報告減算の新設 【対象:全サービス】

法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算されます。情報公表システム

入力の詳細については、障がい福祉サービス等情報公表システム関係連絡板に掲載されている「操作説明書(マニュアル等)」や「記入要領」をご参照ください。

(右のQRコードからご参照ください)



(5) 食事提供加算の見直し 【対象:生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

要件が変更となり、収入が一定額以下(生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割 16 万円未満)の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、所定単位数が加算されます。

① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること(外部委託可)又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること

※ ①については、令和6年9月30日までの間、経過措置あり。

② 利用者ごとの摂食量を記録していること

③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

(6) 生活介護

- ① 基本報酬の設定について、障害支援区分、利用定員規模に加え、サービス提供時間別に設定されました。個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することが基本となります。
- ② 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出について、サービス提供時間が考慮されます(サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1人ではなく0.75人として計算し、5時間未満の利用者は、0.5人と計算する)。なお、令和6年度においては、令和6年3月の支援実績等や、本人の利用意向を確認すること等により把握した、令和6年4月以降に個別支援計画に定めると見込まれる標準的な時間により前年度の利用者延べ数を算出できるものとされ、その数を基に、前年度の平均値を算出することができます。
- ③ 生活介護については、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算(I)又は(II)と福祉専門職員配置等加算(III)との併給を可能とされました((I)+(II)又は(II)+(III)の組み合わせが新たに算定可能)。

(7) 就労継続支援B型

- ① 基本報酬に、新たに人員配置6:1の報酬体系が設けられました。
- ② 6:1の基本報酬の創設に伴い、目標工賃達成指導員配置加算が見直されました。

・目標工賃達成指導員配置加算

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制(職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で5:1以上)をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算。

・目標工賃達成加算【新設】(「平均工賃月額」に応じた報酬体系のみ該当)

目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算。

- ③ 平均工賃月額の算定方法が見直されました。

ア 前年度における工賃支払総額を算出

イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数

ウ 前年度における工賃支払総額(ア)÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数(イ)÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

※ 上記算定方法の導入に伴い、現行の算定方式における除外要件は廃止されました。

(8) 共同生活援助

- ① 基本報酬区分が見直されました。

[現 行]

- イ 共同生活援助サービス費(I)(世話人の配置4:1以上)
- ロ 共同生活援助サービス費(II)(世話人の配置5:1以上)
- ハ 共同生活援助サービス費(III)(世話人の配置6:1以上)
- ニ 共同生活援助サービス費(IV)(体験利用)

[見直し後]

- イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)（世話人の配置6:1以上）
 - 共同生活援助サービス費(Ⅱ)（体験利用）
- ② 人員配置体制加算が新設されました。
- ・人員配置体制加算(Ⅰ)
特定従業者数換算方法(※)で世話人又は生活支援員を12:1以上加配
 - ・人員配置体制加算(Ⅱ)
特定従業者数換算方法(※)で世話人又は生活支援員を30:1以上加配
- (※)特定従業者数換算方法

世話人又は生活支援員の勤務延べ時間数を、それぞれ「当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数」に変えて「40時間」で除することにより、当該加算の算定に当たっての従業者数の員数に換算する方法をいう。なお、これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。また、当該加算における従業者の勤務延べ時間数の算出においては、労働基準法第34条第1項における最低限確保すべきとされている程度の休憩時間については含めるものとして差し支えない。

(例) 利用者を 15 人(区分6が5人、区分5が4人、区分4が6人)とし、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間を1週間 40 時間とした場合に、人員配置体制加算(Ⅰ)を算定するために確保すべき勤務時間の延べ数を、1週間の間に、延べ合計 308 時間以上確保する必要がある(以下①+②)。

① 指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等

ア 世話人

$$\cdot 40 \text{ 時間} \times (15 \div 6) \text{ 人} = 100 \text{ 時間}$$

イ 生活支援員

$$\cdot \text{区分6} : 40 \text{ 時間} \times (5 \div 2.5) \text{ 人} = 80 \text{ 時間}$$

$$\cdot \text{区分5} : 40 \text{ 時間} \times (4 \div 4) \text{ 人} = 40 \text{ 時間}$$

$$\cdot \text{区分4} : 40 \text{ 時間} \times (6 \div 6) \text{ 人} = 40 \text{ 時間}$$

② 当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等

$$\cdot 40 \text{ 時間} \times (15 \div 12) \text{ 人} = 48 \text{ 時間}$$

この例において、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間が1週間 32 時間とした場合には、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等の勤務時間の延べ数は、延べ 208 時間となることから(以下③+④)、人員配置体制加算(Ⅰ)を算定するために加配すべき世話人等の勤務時間の延べ数は、308 時間 - 208 時間 = 100 時間以上確保する必要がある。

③ 世話人

$$\cdot 32 \text{ 時間} \times (15 \div 6) \text{ 人} = 80 \text{ 時間}$$

④ 生活支援員

$$\cdot \text{区分6} : 32 \text{ 時間} \times (5 \div 2.5) \text{ 人} = 64 \text{ 時間}$$

$$\cdot \text{区分5} : 32 \text{ 時間} \times (4 \div 4) \text{ 人} = 32 \text{ 時間}$$

$$\cdot \text{区分4} : 32 \text{ 時間} \times (6 \div 6) \text{ 人} = 32 \text{ 時間}$$

7 そ の 他

- (1) 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されました。改正内容について東大阪市ホームページにてご確認いただき、適切な事業運営をお願いいたします。
(本通知の1枚目でお示しした方法か、右のQRコードからご確認ください)



- (2) 今回の介護給付費等の改定により、算定要件の見直しや新設がされた加算があります。各事業所の皆様におかれましては、改定内容についてご確認いただき、適切な事業運営をお願いいたします。
- (3) 今回の届出が行われない場合や、届け出た算定内容と請求の内容が一致しない場合は、一致しない算定項目だけでなく、当該請求(明細)に係る全ての給付が行われません。ご留意ください。
- (4) 「福祉・介護職員処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」(以下「処遇改善加算等」という)を算定される場合、『福祉・介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書(令和6年度)』の届け出が必要です。処遇改善加算等に係る届出方法等につきましては、別途、法人宛(該当サービスを所管する法人のみ)に通知を郵送しております。報酬改定に係る届出についての体制等状況一覧表と『福祉・介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書(令和6年度)』の記載内容に相違がないよう、ご留意ください。

東大阪市 福祉部 指導監査室 障害福祉事業者課
06-4309-3187(平日 9:00~17:30)